

毎週火、金曜日発行（但し休日に当る時は翌日）

# 鳥取県公報

次の土地は、昭和三十六年十二月七日から公用を廃止した。

昭和三十六年十二月十二日

場	所	品目又は目	面積又は数量（坪）
鳥取市西品治字行徳西前	水路敷	三一、四五	
同四〇一、四〇二番地先	道路敷	八、一六	

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第七百二号

昭和三十六年六月二十七日鳥取県告示第三百六十四号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令）第九条の規定による指定道路の位置を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により次のとおり変更の上、延長指定した。

保安林指定の解除

建設業者の登録

## ◇公示

昭和三十六年度鳥取県警察官採用試験の合格者発表

告

示

療養取扱機関名	所 在 地	受理年月日
樋口医院	鳥取市大桶五〇七ノ一	昭三五、五、一
馬淵	西町一九五	六、二七
小松医院	藪片原町	一〇、一
鳥取共立診療所	今町二丁目	三六、一、三〇
鳥取生協病院附属大森生協診療所	西品治八二九ノ二一	一〇、二八
松野医院	境港市京町	三五、六、二七
中嶋	相生町四一	一一、一
鳥取県済生会境港病院	米川町四七	三六、一、一六
高田内科医院	東雲町一八	一〇、二八
清水整形外科病院	倉吉市宮川町一二九	三五、六、二

## 鳥取県告示第七百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第

三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事・石破・二朗

一 申請人の住所氏名 鳥取市岩倉四六〇 中井小次郎

## 二 道路の位置

鳥取市卯垣字石ヶ坪一四四の一の一部

一五二次三の一部

一四三の一の一部

一四一の六の一部

一四一の七の一部

一四五の一部

一四八の一部

一四五の一部

一四一の七三、一メートル廃止し、一五九、

九五メートル延長した。

## 四 図書 省略

## 鳥取県告示第七百三号

昭和三十五年十月二十八日鳥取県告示第五百十九号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による指定道路の一部を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第

十三条の規定により、次のとおり廃止した。  
昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事・石破・二朗

## 一 申請人の住所氏名 鳥取市片原二丁目一〇九 田中宣二

## 二 道路の位置

鳥取市立川町五丁目九八の一

卯垣字稟免一八二の六

一八二の五の一部

一八二の四

一八二の三の一部

## 四 図書 省略

三 指定した道路を二五、一メートル廃止し、その総延長を一七一、五メートルとする。

## 鳥取県告示第七百三号

昭和三十五年十月二十八日鳥取県告示第五百十九号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による指定道路の一部を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第

## 四 図書 省略

## 鳥取県告示第七百三号

昭和三十五年十月二十八日鳥取県告示第五百十九号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による指定道路の一部を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第

## 四 図書 省略

00062

(第3種郵便物)  
認可

5 昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号 (第5種郵便  
認)

氣高町國民健康保険浜村	六六〇	一、四、七
中野醫院	山本	三五、五、二三
安達	二部診療所	一二、三
西伯郡名和町御来屋	八四二	一、一
日野郡日野町黒坂	一、二四五	一、一
鳥取市西町	一丁目四五	一、一
倉吉市上井町	二ノ一三	一、一
東町四二五	四、二五	一、一
明治町	六、二	一、一
上井二、一二二	三、一五	一、一
米子市西町	四、二五	一、一
朝日町	六、一	一、一
加茂町一丁目	七、二五	一、一
東伯郡赤崎町赤崎	八、二五	一、一
三朝町大字穴鴨	九、二九	一、一
白川	三六、五、二九	一、一
阿部	七、二五	一、一
松本	九、二八	一、一
森本	九、二九	一、一
穩山	九、三〇	一、一
木村歯科医院	九、三〇	一、一
船木	九、三〇	一、一
灘尾	九、三〇	一、一
沢田歯科	九、三〇	一、一
潮歯科医院	九、三〇	一、一
西伯郡会見町天万四六	九一四	一、一

00052

(第3種郵便物)  
認可

昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号

松村医院	葵町七三一	九、一三
野島療院	瀬崎町二七一四ノ一	二二、一七
垣田病院	東岩倉町二三七八	三六、三、一
辻谷医院	米子市糺町二丁目一一八ノ三	三五、五、二三
中尾小兒科	灘町三丁目七二ノ四	七、二五
隱仁堂医院	西福原	
森田	皆生字沖大境	一、一四
廣戸耳鼻咽喉科	東倉吉町七五	三六、三、一
真壁医院	尾高町四六	四、一〇
佐古眼科	加茂町二丁目二六	五、一五
宝意内科	万能町一六	七、一〇
中尾耳鼻咽喉科	富士見町二ノ一八〇	六、二七
巨島医院	岩美郡岩美町院内	三五、
蒲生診療所	蒲生	八、一五
山田医院	八頭郡郡家町米岡	六、六
萩原	河原町河原一九七ノ三	八、二九
南中尾	若桜町若桜二七七	九、一三
中山医院分院	郡家町久能寺七二一	五、二九

七九三	河原 徹
七九四	神波 澄幸
七九五	植村 恒雄
七九六	岩田 穂志
七九八	藤井 宏
七九九	熊本 寛格
八〇〇	立石 晃
八〇一	垣田堅二郎
八〇二	高木 和子
八〇三	松野 昭市
八〇四	脇坂 嘉祐
八〇五	豊増 政晴
八〇七	荻原 茂通
八一〇	中本 彰司
八一二	大谷 満
八一三	堀 哲美
八一五	繩田 昌平
八一六	岡田 幸田
八一七	都田 幸治
八一八	森下 順次
八一九	門脇 順郎
八二〇	梅田 康之
八二一	岩本 滋弥
八二二	清水 達夫
八二三	伴 敏彦
八二四	高瀬 卓郎
八二五	三好 勇夫
八二六	須山 康夫
八二七	小田 正彦
八二八	北山 稔
八二九	岩井 秋人
八三〇	高見 啓二
八三一	武夫
八三二	三五、一〇、一八
八三三	三五、一、一
八三四	三五、八、三一
八三五	三四、一、一
八三六	三五、一、一
八三七	三五、一、一
八三八	三五、一、一
八三九	三五、一、一

福本薬局  
奥田々  
林々  
だいせん々  
有限会社赤山々  
貝田哲雄々  
田中々

皆生一、七五〇ノ五六  
米子市博労町一丁目  
境港市松ヶ枝町三一  
西伯郡淀江町淀江  
九

記号番号	氏名	登録年月日
鳥国医 七一六	小山 文平	昭三四、一、一
七一七	板垣 洋一	
七一八	本多 和雄	
七五六	小川 俊郎	
七八六	松本 久	
七八八	柴田 凡夫	
七八九	木原 太郎	
七八〇	三浦 篤典	
七九一	益本 宗	
七九二	三五、五、三〇	
七九三	三五、一、一	
七九四	三五、一、一	
七九五	三五、一、一	
七九六	三五、一、一	
七九七	三五、一、一	
七九八	三五、一、一	
七九九	三五、一、一	
八〇〇	三五、一、一	
八〇一	三五、一、一	
八〇二	三五、一、一	
八〇三	三五、一、一	
八〇四	三五、一、一	
八〇五	三五、一、一	
八〇六	三五、一、一	
八〇七	三五、一、一	
八〇八	三五、一、一	
八〇九	三五、一、一	
八一〇	三五、一、一	
八一一	三五、一、一	
八一二	三五、一、一	
八一三	三五、一、一	
八一四	三五、一、一	
八一五	三五、一、一	
八一六	三五、一、一	
八一七	三五、一、一	
八一八	三五、一、一	
八一九	三五、一、一	
八二〇	三五、一、一	
八二一	三五、一、一	
八二二	三五、一、一	
八二三	三五、一、一	
八二四	三五、一、一	
八二五	三五、一、一	
八二六	三五、一、一	
八二七	三五、一、一	
八二八	三五、一、一	
八二九	三五、一、一	
八三〇	三五、一、一	
八三一	三五、一、一	
八三二	三五、一、一	
八三三	三五、一、一	
八三四	三五、一、一	
八三五	三五、一、一	
八三六	三五、一、一	
八三七	三五、一、一	
八三八	三五、一、一	
八三九	三五、一、一	

鳥取県告示第七百五号  
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三百八十八条に規定する登録について、同法第三百九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

9 昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号 (認可)

## 鳥取県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条  
の規定により、次の森林について、保安林の指定を解  
除する。

昭和三十六年十二月十二日 破二朗

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県庁農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

解除の理由 道路敷地  
申請者 気高町長

二 気高郡気高町大字八束水字魚見谷二、四二四、字鶴  
木坂口二、四二六、字中船戸屋敷二、六五三、二、六  
五四、二、六五六、字魚見上り立三、六六六、二、六  
六七ノ一、二、六六七ノ二、二、六六八、字船ヶ谷二、  
六六九（以上一〇筆について次の図に示す部分に限  
る。）所在の森林

指定の目的 魚つき

解除の理由 道路敷地

申請者 気高町長

一一三 里田 弘巳  
一二三 赤山 慶子  
一二四 山川 幸子  
一二五 山田 弘  
一二六 高橋 三省  
一二七 広谷 忠男  
一二八 金山和一郎  
一二九 貝田久美子  
一三〇 住田 尊彦  
一三一 山家 誠夫  
一三三 門脇 韶

一一三 里田 弘巳  
一二三 赤山 慶子  
一二四 山川 幸子  
一二五 山田 弘  
一二六 高橋 三省  
一二七 広谷 忠男  
一二八 金山和一郎  
一二九 貝田久美子  
一三〇 住田 尊彦  
一三一 山家 誠夫  
一三三 門脇 韶

昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号 (認可)

八四〇 宝意 武彦 // 三六、四、六  
八四二 浜田 武宏 // 三六、四、六  
八四三 児島 保 // 三六、四、六  
八四四 内田 利高 // 三六、四、六  
八四五 小島 昭三 // 三六、四、六  
八四六 大畠 紀穂 // 三六、四、六  
八四七 住野 弘行 // 三六、四、六  
八四八 横山 尚理 // 三六、四、六  
八四九 増榮 克彦 // 三六、四、六  
八五〇 正木 忠夫 // 三六、四、六  
八五一 視部 紀穂 // 三六、四、六  
八五二 住野 弘行 // 三六、四、六  
八五三 潤田賀久也 // 三六、四、六  
八五六 黒瀬 均二 // 三六、四、六  
八五七 清水 治 // 三六、四、六  
八五八 森本 貞信 // 三六、四、六  
八五九 斎藤 泰一 // 三六、四、六  
八六〇 林 康子 // 三六、四、六  
八六一 潤田賀久也 // 三六、四、六  
八六二 潤田賀久也 // 三六、四、六  
八六三 潤田賀久也 // 三六、四、六  
八六四 尾原 寛明 // 三六、四、六  
八六五 黒瀬 均二 // 三六、四、六  
八六六 清水 治 // 三六、四、六  
八六七 尾原 寛明 // 三六、四、六  
八六八 黒瀬 均二 // 三六、四、六  
八六九 黒瀬 均二 // 三六、四、六  
八七〇 尾原 寛明 // 三六、四、六  
八七一 尾原 寛明 // 三六、四、六

八七二 鳥園 錠 // 三六、四、六  
八七三 鳥園 錠 // 三六、四、六  
八七四 鳥園 錠 // 三六、四、六  
八七五 鳥園 錠 // 三六、四、六  
八七六 大西 昭二 // 三六、四、六  
八七七 竹田 明 // 三六、四、六  
八七八 次田 清生 // 三六、四、六  
八七八 次田 清生 // 三六、四、六  
八七九 高田貢太郎 // 三六、四、六  
八八〇 高田貢太郎 // 三六、四、六  
八八一 藤家 康敏 // 三六、四、六  
八八二 嶽本 達夫 // 三六、四、六  
八八三 西川 利 // 三六、四、六  
八八四 谷口 充世 // 三六、四、六  
八八五 松本 賴之 // 三六、四、六  
八八六 高橋 信治 // 三六、四、六  
八八七 桑本 栄 // 三六、四、六  
八八八 桑本 栄 // 三六、四、六  
八八九 奥田治一郎 // 三六、四、六  
八九〇 富谷 誠一 // 三六、四、六  
八九一 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九二 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九三 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九四 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九五 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九六 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九七 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九八 林 嘉則 // 三六、四、六  
八九九 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇〇 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇一 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇二 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇三 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇四 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇五 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇六 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇七 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇八 林 嘉則 // 三六、四、六  
九〇九 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一〇 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一一 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一〇 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一二 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一三 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一四 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一五 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一六 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一七 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一八 林 嘉則 // 三六、四、六  
九一九 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二〇 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二一 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二二 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二三 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二四 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二五 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二六 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二七 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二八 林 嘉則 // 三六、四、六  
九二九 林 嘉則 // 三六、四、六  
九三〇 林 嘉則 // 三六、四、六

00069

(第3種郵便物)  
(認可)

昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号

00068

(第3種郵便物)  
(認可)

昭和36年12月12日 火曜日 鳥取県公報 第3284号 10

## 鳥取県告示第七百七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた  
から、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三、  
十条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 東伯郡関金町大字明高字大境三四ノ四所在の保安林

解除の目的 水源かん養

解除の理由 砂防設施敷地とするため

申請者住所氏名 関金町長

二 気高郡気高町大字日光字長谷東平八〇三ノ二所在の保安林

解除の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名

三 気高郡氣高町大字日光字長谷東平八〇三ノ三、字長

解除の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名

四 東伯郡関金町大字野添字向河原一五九ノ一〇、一五

九ノ一一、一五九ノ一二、一五九ノ一四所在の保安林

解除の目的 道路敷地とするため

申請者住所氏名 関金町長

五 鳥取市瀬田藏字榎田二七八所在の保安林

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取市瀬田藏 竹内美佐子

六 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ二所在の保安

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 秋田博和

七 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ三所在の保安

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 大塚典敬

八 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ五所在の保安

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

九 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ一、一九ノ

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信

一〇 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ七所在の保

解除の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名

## 鳥取県告示第七百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定によ

り、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

谷国清水八〇六ノ四所在の保安林  
指定の目的 土砂流出防備  
解除の理由 指定理由の消滅  
申請者住所氏名 気高町長

九ノ一一、一五九ノ一二、一五九ノ一四所在の保安林  
指定の目的 道路敷地とするため  
申請者住所氏名 関金町長

九ノ一〇、一五九ノ一一所在の保安林  
指定の目的 土砂流出防備  
解除の理由 指定理由の消滅  
申請者住所氏名 関金町長

九ノ一〇、一五九ノ一一所在の保安林  
指定の目的 土砂流出防備  
解除の理由 指定理由の消滅  
申請者住所氏名 関金町長

00071  
(第3種郵便物認)

00070

(第2種郵便物認)

鳥取県告示第七百九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と) 第七七九号	昭三六、一二、八	田村建設	西伯郡伯仙町福万一九五の一	田村 政幸	土木工事
第七八〇号	杉橋建設	米子市米原七八四	杉橋 明甫	別所 哲	建築工事
第七八一号	(有) 双葉綜合建設	錦町三丁目四四	井中 土建	井中 岩寿	土木工事
第七八二号	倉吉市福吉町二丁目	植田工務店	鳥取市吉方四区三九六の一	植田 義美	〃
第七八三号	日野郡日南町大字矢戸	倉吉市吉方四区三九六の一	植田 義美	〃	〃

鳥取県告示第七百十号  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と) 第三三号	昭三六、一一、二二	沢田組	日野郡日南町大字矢戸	沢田 千松	土木工事
第四八二号	二八 森石組	倉吉市小鴨二〇六	森石 秀春	森石 秀春	〃
	八 山下 久貴	一〇〇八	加藤 寛勝		
	三 梅津 寛	四八	岩垣 成紀		
	一三 山根 篤夫	六	大前 孝征		
	三五 米沢 進	二二	松本 紀光		
	一〇三二 土田 善正	一〇〇五	西田 幸弘		
	一〇四三 門脇 正治	二七	谷口 利道		
	三七 野坂 肇	一〇二〇	宮本 黙		
	六七 山本 勝	三〇	塚田 喜英		
	一〇四一 古賀佑二郎	四五	谷口 英美		

昭和三十六年十二月七日委員会で決定した昭和三十六年度鳥取県警察官採用試験の合格者を次のように公告する。  
昭和三十六年十二月十二日

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
六九	菊川 哲行	九	岡田 忠雄

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
(と) 第一六号	昭三六、一一、二二	谷口組	日野郡日野町下榎	谷口 茂	土木工事
第三号	(有) 浜本組	江府町江尾一九二	浜本 政記	〃	〃

一〇〇六	小谷 勝	一〇三九	岩井 理
三一	淀瀬 嘉明	一〇	下田 英樹
一〇三三	塙田 実	(以上	二五人)
受験番号	氏名		
補欠			
一〇〇四	入江 喜好		
七二	尾崎 勝利		
一〇〇一	河原 弘治		
一〇四二	池山 鉄斎		
八三	上山 勝		
一八	米山 寛		
三四	木下 訓夫		
(以上	八人)		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者  
 印刷所  
 (定額) 一部月極 二〇〇円 (配達料共)  
 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 鳥取県鳥取市栗谷町  
 鳥取県  
 所